

「部落差別解消推進法」制定策動と『部落問題解決過程の研究』

(「人権と部落問題」2017年1月号巻頭言)より

昨年7月号「巻頭言」の続き。「特集」があるので「法(案)の問題点には言及しない。自民党主導で提出された「部落差別解消推進法」案は11月17日の衆議院本会議において日本共産党を除く賛成多数で可決され、参議院へ送られ、法務委員会では12月6日に参考人意見陳述を、8日に自・民・共三党の質疑と討論を行い、採決が強行され賛成多数で可決した。

政府・与党は11月30日までの会期を12月14日まで延長を強行した。T P P承認案(9日に自然成立)・関連法案や国民年金「改革」(改悪)法案などを反立憲主義丸出しの問答無用とも言うべき強引さで突破していく構えだ。「推進法」制定策動もその一つである。

昨秋に完結した部落問題研究所編・刊『部落問題解決過程の研究』全5巻は、日本国民が部落問題を基本的に解決したと言いついて得る段階にまで到達させてきた事実を、学問的・実証的にあきらかにした。しかし、この事実を見誤り、または故意に見まいとする虚構の「部落」差別に主として基づく策動が「部落解放同盟」を中心に行われてきた。

「解同」は1980年代から、屢々、中央委員長らが自民党や財界の実力者に擦り寄り、「昵懇」になった。今回の「推進法」制定策動も、その間に紆余曲折はあったにせよ、同一路線上で浮上したと見て間違いなからう。自民党の方には過去の革新分断と同様、市民と野党の共闘に楔を打ち込む手段に「推進法」が使えるとの魂胆があるだろう。

確かに「部落」差別を弄する時代遅れの輩は少しはいる。麻生太郎氏が自民党の有力者に行ったのはその代表的な例だ。「解同」は抗議しなかった。自民党は閣僚の「土人」発言も放任した。自民党に「推進法」を制定させる資格はない。自らの内を糾すべきだ。

「推進法」制定策動は、多年にわたる「部落」差別克服に努力してきた国民を馬鹿にした代物である。「解放運動をなくするために運動するのだ」と言い続けた故松本治一郎は「推進法」を否とするだろう。『部落問題解決過程の研究』は、「推進法」制定策動を含む歴史の発展に諍(あらが)うものへの厳しい批判の書でもある。歴史への背離との闘いの基礎となる「武器」にしたい。